



適正処理のために、 廃棄物処理法違反は 絶対にダメ!!



許可のない下請事業者が運搬していませんか？

工事で発生した産業廃棄物を、都道府県・政令市の許可を持たない下請事業者に収集運搬させた

■ 元請事業者【委託基準違反】

- 現場監督等は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1,000万円以下の罰金
(廃棄物処理法第12条第3項、第25条第1項第6号、第32条第2号)

■ 下請事業者【無許可営業・受託禁止違反】

- 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1億円以下の罰金
(廃棄物処理法第14条第1項・第6項・第13項、第25条第1項第1号・第13号、第32条第1号)



我が社(元請事業者)は収集運搬業の許可を持っているので、名義を貸して無許可の下請事業者に収集運搬をさせた

■ 元請事業者【委託基準違反・名義貸しの禁止違反】

- 現場監督等は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1,000万円以下の罰金
(廃棄物処理法第12条第3項、第14条の3の3、第25条第1項第6号・第7号、第32条第2号)

■ 下請事業者【無許可営業】

- 行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も1億円以下の罰金
(廃棄物処理法第14条第1項、第25条第1項第1号、第32条第1号)



許可業者に書面で契約せずに委託していませんか？

収集運搬の許可を持つ事業者に対して

- ・ 業務委託契約書を結ばずに委託した
- ・ 許可品目以外の廃棄物を頼んだ
- ・ 契約終了日から5年間契約書を保存していない

■ 元請事業者【委託基準違反】

- 行為者は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれの併科
- 法人も300万円以下の罰金
(廃棄物処理法第12条第4項、第12条の2第4項、第26条第1号、第32条第2号)





産業廃棄物を野焼きしたり、みだりに捨てていませんか？

産業廃棄物をみだりに捨てようとした、または捨てた

■【廃棄物の投棄禁止違反】

- ・行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
 - ・法人も1億円以下の罰金
- (廃棄物処理法第16条、第25条第1項第14号、第32条第1号)

産業廃棄物を野焼きした(適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やした)

■【焼却禁止違反】

- ・行為者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科
 - ・法人も1億円以下の罰金
- (廃棄物処理法第16条の2、第25条第15項、第32条第1号)



マニフェストを正しく記入して、交付していますか？

収集運搬の許可を持つ事業者に対して

- ・産業廃棄物の運搬の都度、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなかった
- ・規定どおり記載しなかった
- ・虚偽の記載をして交付した

■【管理票虚偽の記載等違反】

- ・行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第1項、第29条第3号、第32条第2号)



収集運搬業者として、

- ・運搬完了後に排出事業者へマニフェストの写しを送らなかった
- ・規定どおり記載しなかった
- ・虚偽の記載をして送った

■【管理票虚偽の記載等違反】

- ・行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第2項、第12条の4第1項、第29条第4号・第5号・第6号、第32条第2号)

マニフェストを5年間保管していない(排出事業者、収集運搬業者等)

■【管理票虚偽の記載等違反】

- ・行為者は6月以下の懲役または50万円以下の罰金
 - ・法人も50万円以下の罰金
- (廃棄物処理法第12条の3第5項・第8項・第9項、第29条第7号、第32条第2号)